

中東情勢特例資金

【令和9年3月31日のお申込みまで有効】

東村山市では、中東情勢等の影響により事業運営に支障が生じている事業者の方を対象に、既存の「不況対策特別資金」とは別に、市独自の特例融資として期間限定で「特例資金」を設けました。

現在一般融資、小口零細融資、または特別融資をお借入れの方も、併用したご申請が可能です。また、セーフティネットの認定書の取得は不要となっており、よりご利用いただきやすくなっております。



※保証料補助・利子補給については、別途申請が必要になります。

申込要件(特例資金)

- ① 中小企業者であること。
* 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- ② 申込時において、市内に事業所を有し、かつ市内で1年以上同一事業を経営している者。
- ③ 個人事業者については、市内に3カ月以上在住している者。
- ④ 前年度の市町村民税を滞納していないこと。
- ⑤ 当該事業所に係る資金として必要としていること。
- ⑥ 事業内容が堅実で適切な事業計画を有すること。
- ⑦ 中東情勢等の影響で、申込みの時点の属する月の前月の初日から翌月の末日までの期間における売上高又は粗利益が前年同期の3月間における売上高又は粗利益に比して5パーセント以上減少することが見込まれること。

* 外国人の場合にあつては、上記のほか、東京信用保証協会の外国人に対する保証要件を備えている必要があります。

お問合せは 東村山市役所
産業振興課 商工振興係まで
代表 042 (393) 5111